二十二　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第九号）第八条第二項
二十三　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）第八条第二項
二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第三条第二項

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十七号）第八条第二項
二　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十九号）第八条第二項
三　独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十一号）第八条第二項
四　独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）第十条第二項
五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十五号）第九条第二項
六　独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）第八条第二項
七　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）第八条第二項
八　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）第八条第二項
九　年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）第八条第二項
十　全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第百四十四号）第一条第二項
十一　日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十六号）第一条の二第二項
十二　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）第八条第二項
十三　国立健康危機管理研究機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和七年厚生労働省令第三号）第二十一条第二項

附　則

この省令は、令和八年八月七日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人家畜改良センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）